

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 監督事務に係る基本的な考え方</p> <p>Ⅱ－１－８ 金融商品取引業者等が提出する書類等における記載上の留意点</p> <p>本指針の各様式における役員等の氏名の記載欄について、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載することができることに留意する。</p> <p>なお、別紙様式Ⅲ－１、別紙様式Ⅵ－12、別紙様式Ⅵ－13、別紙様式Ⅵ－14、別紙様式Ⅵ－15及び別紙様式Ⅵ－16においては、法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者について、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、当該旧氏及び名のみを記載することができることに留意する。</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅱ. 金融商品取引業者等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 監督事務に係る基本的な考え方</p> <p>Ⅱ－１－８ 金融商品取引業者等が提出する書類等における記載上の留意点</p> <p>本指針の各様式における役員等の氏名の記載欄について、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を括弧書で併せて記載することができることに留意する。</p> <p>なお、別紙様式Ⅲ－１、別紙様式Ⅵ－11、別紙様式Ⅵ－12、別紙様式Ⅵ－13、別紙様式Ⅵ－14及び別紙様式Ⅵ－15においては、法第29条の2第1項の登録申請書又は法第31条第1項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者について、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、当該旧氏及び名のみを記載することができることに留意する。</p> <p>Ⅱ－１－９ <u>書面・対面による手続についての留意点</u></p> <p><u>金融商品取引業者等による当局への申請・届出等及び当局から金融商品取引業者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第6条第1項及び第7条第1項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。</u></p> <p><u>こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、同法の適用対象となる手続に係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるもの</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	<p>とする。</p> <p><u>また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続ができるリモート社会の実現に向けた取組みを進めている。</u></p> <p><u>金融庁としても、こうした取組みを着実に進めるため、金融商品取引業者等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続についてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続の電子化を推進してきた。</u></p> <p><u>更に、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の廃止、対面規制の見直しに取り組んできた。</u></p> <p><u>このような官民における取組みも踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続に係るもの以外についても、Ⅱ－１－１０に掲げる原本送付を求める場合を除き、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。</u></p> <p><u>以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続については、手続の相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。</u></p> <p>Ⅱ－１－１０ 申請書等を提出するに当たっての留意点</p> <p><u>Ⅱ－１－９を踏まえ、金融商品取引業者等による当局への申請・届出等</u></p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編） Ⅲ－3 諸手続（共通編）</p>	<p><u>については、原則として、以下（１）、（２）に掲げる方法により提出を 求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、公的機関が発行する添付書類（住民票の写し、身分証明書、戸 籍謄本、税・手数料等の納付を証する書類等）については、原本送付を求 めることとする。</u></p> <p><u>（１）金融庁電子申請・届出システム</u></p> <p><u>金融商品取引業者等による当局への申請・届出等のうち、（２）に掲 げる金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）を 利用して提出を求める手続を除いては、原則として、金融庁電子申請・ 届出システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めること とする。</u></p> <p><u>ただし、金融庁がホームページにおいて掲載するe-Govを利用して申請 書等の提出が可能な手続については、当面の間、金融庁電子申請・届出 システムを利用した提出と並行して、e-Govを利用した提出についても可 能とする。</u></p> <p><u>（２）金融庁業務支援統合システム</u></p> <p><u>金商法第46条の6第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出 書、同法第47条の2に規定する事業報告書、同法第48条の2第1項に基 づく事業報告書、同条第2項に基づく金商業等府令第188条第2号に規定 する業務又は財産の状況に関する報告書及び同法第63条の4第2項に規 定する事業報告書については、原則として、統合システムを利用して提 出を求めることとする。</u></p> <p>Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編） Ⅲ－3 諸手続（共通編）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ－３－４ 電子申請可能な各種申請書等の作成・提出に当たっての留意事項</p> <p>(1) 電子政府の総合窓口</p> <p><u>金融庁がホームページにおいて掲載する電子政府の総合窓口（以下「e-Gov」という。）を利用して申請書等の提出が可能な手続については、原則として、e-Govを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、金商業等府令第199条第7号、第8号並びに第11号ホ及びヘに規定する事故届出については、各金融商品取引業者がe-Govでの対応が可能となるまでの暫定的な措置として、金融庁が運用する金融庁業務支援統合システム（以下「統合システム」という。）により受け付けることも可とする。</u></p> <p>(2) 金融庁業務支援統合システム</p> <p><u>金商法第46条の6第1項に規定する自己資本規制比率に関する届出書及び同法第47条の2に規定する事業報告書については、原則として、統合システムを利用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、パソコンの動作環境を満たしていない等の理由により、統合システムを利用した届出書等の提出を行うことができない場合は、その旨及びその理由を具体的に記載した書面を添付した上で、紙媒体の届出書等を提出すれば足りるものとする。</u></p> <p>Ⅲ－３－<u>5</u> 産業競争力強化法関係 (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>Ⅲ－３－<u>4</u> 産業競争力強化法関係 (略)</p>
Ⅵ. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）	Ⅵ. 監督上の評価項目と諸手続（投資運用業）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>VI-3 諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-3 投資法人</p> <p>（1）投資法人設立届出書の受理等に際しての留意事項</p> <p>財務局長は、投信法第69条第1項の規定に基づく投資法人設立届出書の受理等に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 設立届出書の受理手続等</p> <p>イ. 受理手続</p> <p>財務局長は、投信法第69条第1項の規定に基づく投資法人設立届出書を受理したときは、届出書の副本及び規約1通に別紙様式VI-1による受理印を押して受理番号を記入した上で、届出者に還付しなければならない。</p> <p>ロ. 財務局長は、投資法人設立届出書を受理した後、投資法人設立届出書等整理簿（別紙様式VI-2）にその内容を記載しなければならない。</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） 投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項</p> <p>財務局長は、投信法第188条第1項の規定に基づく登録申請書（投信法施行規則別紙様式第9号（以下（3）において同じ。））の受理等に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 登録の手続等</p> <p>イ. 登録番号</p> <p>a～b （略）</p>	<p>VI-3 諸手続（投資運用業）</p> <p>VI-3-1 登録</p> <p>VI-3-1-3 投資法人</p> <p>（1）投資法人設立届出書の受理等に際しての留意事項</p> <p>財務局長は、投信法第69条第1項の規定に基づく投資法人設立届出書の受理等に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>①～② （略）</p> <p>③ 設立届出書の受理手続等</p> <p>イ. 受理手続</p> <p>財務局長は、投信法第69条第1項の規定に基づく投資法人設立届出書を受理したときは、届出書の副本及び規約1通に受理番号、受理日及びその他必要事項を第1面右下に記入した上で、届出者に還付しなければならない。</p> <p>ロ. 財務局長は、投資法人設立届出書を受理した後、投資法人設立届出書等整理簿（別紙様式VI-1）にその内容を記載しなければならない。</p> <p>（2） （略）</p> <p>（3） 投資法人の登録申請書の受理等に際しての留意事項</p> <p>財務局長は、投信法第188条第1項の規定に基づく登録申請書（投信法施行規則別紙様式第9号（以下（3）において同じ。））の受理等に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>①～③ （略）</p> <p>④ 登録の手続等</p> <p>イ. 登録番号</p> <p>a～b （略）</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>c. 登録番号を別紙様式VI-3による登録投資法人登録番号台帳により管理するものとする。</p> <p>□ (略)</p> <p>⑤ 金融庁長官への報告 財務局長は、投資法人の登録を行った場合には、別紙様式VI-4により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 登録投資法人登録簿 イ. 登録投資法人登録簿は、公衆の縦覧に供するとともに、縦覧申請者に別紙様式VI-5による登録投資法人登録簿縦覧申請書の所要事項の記入を求めるものとする。</p> <p>□～ハ (略)</p> <p>VI-3-3 投資法人に係る事務処理上の留意点 VI-3-3-1 登録投資法人の変更及び解散の届出 (1) 登録投資法人変更届出 ① (略) ② 財務局長は、投信法第191条第1項の規定に基づく登録投資法人変更届出書を受理した場合(財務局の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書を除く。)には、別紙様式VI-6により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。 ③ (略) (2) 財務局の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書</p>	<p>c. 登録番号を別紙様式VI-2による登録投資法人登録番号台帳により管理するものとする。</p> <p>□ (略)</p> <p>⑤ 金融庁長官への報告 財務局長は、投資法人の登録を行った場合には、別紙様式VI-3により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。</p> <p>⑥～⑦ (略)</p> <p>⑧ 登録投資法人登録簿 イ. 登録投資法人登録簿は、公衆の縦覧に供するとともに、縦覧申請者に別紙様式VI-4による登録投資法人登録簿縦覧申請書の所要事項の記入を求めるものとする。</p> <p>□～ハ (略)</p> <p>VI-3-3 投資法人に係る事務処理上の留意点 VI-3-3-1 登録投資法人の変更及び解散の届出 (1) 登録投資法人変更届出 ① (略) ② 財務局長は、投信法第191条第1項の規定に基づく登録投資法人変更届出書を受理した場合(財務局の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する場合の変更届出書を除く。)には、別紙様式VI-5により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。 ③ (略) (2) 財務局の管轄区域を超えて本店の所在地を変更場合の変更届出書</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>① 財務局の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する変更届出書を受理した財務局長は、投信法施行規則第275条第1項に規定する移管手続に併せて、当該変更届出書に別紙様式VI-7による財務局の意見書及び直前に行った検査の報告書の写しを添付して、新たに登録の権限を有することとなる財務局長に送付する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 新たに登録の権限を有することとなった財務局長は、変更の登録を行った場合には、別紙様式VI-8により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。</p> <p>(3) 投資法人解散届出書</p> <p>財務局長は、投資法人解散届出書(投信法施行規則別紙様式第17号)を受理した場合には、別紙様式VI-9により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。</p> <p>VI-3-3-3 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等</p> <p>(1) 投資法人等への許可等の金融庁への協議等</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 財務局長は、上記①の事項について、許可又は承認をすることとした場合には、別紙様式VI-10により、許可又は承認をしないこととした場合には、別紙様式VI-11により、許可又は承認申請者に通知するものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>VI-3-3-4 証明書の発行</p> <p>(1) 信託会社等に対する証明書の発行</p>	<p>① 財務局の管轄区域を超えて本店の所在地を変更する変更届出書を受理した財務局長は、投信法施行規則第275条第1項に規定する移管手続に併せて、当該変更届出書に別紙様式VI-6による財務局の意見書及び直前に行った検査の報告書の写しを添付して、新たに登録の権限を有することとなる財務局長に送付する。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 新たに登録の権限を有することとなった財務局長は、変更の登録を行った場合には、別紙様式VI-7により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。</p> <p>(3) 投資法人解散届出書</p> <p>財務局長は、投資法人解散届出書(投信法施行規則別紙様式第17号)を受理した場合には、別紙様式VI-8により1月ごとに取りまとめて、翌月15日までに金融庁長官に報告するものとする。</p> <p>VI-3-3-3 投資法人等への許可等又は行政処分等の金融庁への協議等</p> <p>(1) 投資法人等への許可等の金融庁への協議等</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 財務局長は、上記①の事項について、許可又は承認をすることとした場合には、別紙様式VI-9により、許可又は承認をしないこととした場合には、別紙様式VI-10により、許可又は承認申請者に通知するものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>VI-3-3-4 証明書の発行</p> <p>(1) 信託会社等に対する証明書の発行</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の租税特別措置法第83条の2の2第2項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則第31条の5第2項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該信託会社等が租税特別措置法第83条の2の2第2項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることを留意するものとする。</p> <p>イ. 信託会社等からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、別紙様式VI-12によるものとする。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>a. 投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産（租税特別措置法第83条の2の2第2項第1号に定める特定不動産をいう。）の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合（以下この（1）において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</p> <p>b (略)</p> <p>c. 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 信託会社等が本申請により適用を受けようとする不動産を取</p>	<p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の租税特別措置法第83条の2の3第2項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則第31条の5第2項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該信託会社等が租税特別措置法第83条の2の3第2項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることを留意するものとする。</p> <p>イ. 信託会社等からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、別紙様式VI-11によるものとする。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>a. 投資信託約款に投資信託の運用の方針として、特定不動産（租税特別措置法第83条の2の3第2項第1号に定める特定不動産をいう。）の価額の合計額の当該投資信託の信託財産のうち特定資産の価額の合計額に占める割合（以下この（1）において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</p> <p>b (略)</p> <p>c. 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 信託会社等が本申請により適用を受けようとする不動産を取</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>得ることにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。</p> <p>(本項により要件を満たす場合においては、別紙様式VI-13により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるとし、これにより確認するものとする。)</p> <p>二. 証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第1条本文に規定する日(平成27年4月1日)前である場合は、以下の対応を行うこと。</p> <p>a. 申請書に、倉庫以外の床面積の割合の記載があることを確認するものとする。</p> <p>b. 倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。</p> <p>(注) 建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2の2第2項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意すること。</p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の地方税法附則第11条第4項に基づく不動産取得税の軽減のための地方税法施行令附則第7条第5項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ. 信託会社等からの不動産取得税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、別紙様式VI-14によるものとする。</p> <p>ロ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p>	<p>得ることにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。</p> <p>(本項により要件を満たす場合においては、別紙様式VI-12により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるとし、これにより確認するものとする。)</p> <p>二. 証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第1条本文に規定する日(平成27年4月1日)前である場合は、以下の対応を行うこと。</p> <p>a. 申請書に、倉庫以外の床面積の割合の記載があることを確認するものとする。</p> <p>b. 倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。</p> <p>(注) 建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の2の3第2項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意すること。</p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>信託会社等の地方税法附則第11条第4項に基づく不動産取得税の軽減のための地方税法施行令附則第7条第5項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ. 信託会社等からの不動産取得税の軽減に係る証明申請書及び金融庁長官が発行する証明書は、別紙様式VI-13によるものとする。</p> <p>ロ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>a～b (略)</p> <p>c. 当該投資信託において運用されている特定資産が、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 信託会社等が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。</p> <p>(本項の要件に該当する場合には、別紙様式VI-13により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)</p> <p>(2) 投資法人に対する証明書の発行</p> <p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>投資法人の租税特別措置法第83条の2の2第3項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則第31条の5第3項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該投資法人が租税特別措置法第83条の2の2第3項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>イ. 投資法人からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式VI-15によるものとする。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するも</p>	<p>a～b (略)</p> <p>c. 当該投資信託において運用されている特定資産が、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 信託会社等が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。</p> <p>(本項の要件に該当する場合には、別紙様式VI-12により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)</p> <p>(2) 投資法人に対する証明書の発行</p> <p>① 所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>投資法人の租税特別措置法第83条の2の3第3項の規定に基づく登録免許税軽減のための租税特別措置法施行規則第31条の5第3項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、当該投資法人が租税特別措置法第83条の2の3第3項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>イ. 投資法人からの所有権の移転の登録免許税の軽減に係る証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式VI-14によるものとする。</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するも</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>のとする。</p> <p>a. 規約に資産運用の方法として、特定不動産（租税特別措置法第83条の2の2第3項第1号に定める特定不動産をいう。）の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合（以下この（2）において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</p> <p>b～c （略）</p> <p>d. 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。</p> <p>i) （略）</p> <p>ii) 投資法人が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。</p> <p>（本項により要件を満たす場合（初年度を含む。）においては、別紙様式VI-13により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。）</p> <p>二. 証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、以下の対応を行うこと。</p> <p>a. 申請書に、倉庫以外の床面積の割合の記載があることを確認するものとする。</p> <p>b. 倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。</p> <p>（注）建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の</p>	<p>のとする。</p> <p>a. 規約に資産運用の方法として、特定不動産（租税特別措置法第83条の2の3第3項第1号に定める特定不動産をいう。）の価額の合計額の当該投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合（以下この（2）において「特定不動産の割合」という。）を百分の七十五以上とする旨の記載があること。</p> <p>b～c （略）</p> <p>d. 次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。</p> <p>i) （略）</p> <p>ii) 投資法人が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。</p> <p>（本項により要件を満たす場合（初年度を含む。）においては、別紙様式VI-12により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。）</p> <p>二. 証明申請書に記載された建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、以下の対応を行うこと。</p> <p>a. 申請書に、倉庫以外の床面積の割合の記載があることを確認するものとする。</p> <p>b. 倉庫以外の床面積の割合を確認するため、国土交通大臣の証明書の添付を求めるものとする。</p> <p>（注）建物の種類が倉庫のみの場合には、租税特別措置法第83条の</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>2の2第3項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意すること。</p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>投資法人の地方税法附則第11条第5項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための地方税法施行令附則第7条第7項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ. 投資法人からの不動産取得税の軽減に係る証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式VI-16によるものとする。</p> <p>ロ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c. 当該投資法人が運用する特定資産が、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 投資法人が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。</p> <p>(本項の要件に該当する場合(初年度を含む。))においては、別紙様式VI-13により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)</p>	<p>2の3第3項の規定の適用が無いため、証明書の発行は行わないことに留意すること。</p> <p>② 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>投資法人の地方税法附則第11条第5項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための地方税法施行令附則第7条第7項に規定する証明書の発行等については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ. 投資法人からの不動産取得税の軽減に係る証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式VI-15によるものとする。</p> <p>ロ. 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、添付書類等により以下の事項について確認し、証明書を発行するものとする。</p> <p>a～b (略)</p> <p>c. 当該投資法人が運用する特定資産が、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。</p> <p>i) (略)</p> <p>ii) 投資法人が本申請により適用を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上になると見込まれること。</p> <p>(本項の要件に該当する場合(初年度を含む。))においては、別紙様式VI-12により、申請日現在における特定資産の状況等の添付を求めるものとし、これにより確認するものとする。)</p>
<p>VIII. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関)</p> <p>VIII-2 諸手続(登録金融機関)</p>	<p>VIII. 監督上の評価項目と諸手続(登録金融機関)</p> <p>VIII-2 諸手続(登録金融機関)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p><u>Ⅷ－２－４</u> 電子申請可能な各種申請書等の作成・提出に当たっての留意事項</p> <p>(1) e-Gov</p> <p><u>金融庁がホームページにおいて掲載するe-Govを利用して申請書等の提出が可能な手続については、原則として、e-Govを使用して法令に定める提出期限までに提出を求めることとする。</u></p> <p><u>ただし、金商業等府令第200条第6号及び第7号に規定する事故届出については暫定的な措置として統合システムによる提出も可とする。</u></p> <p>(2) 統合システム</p> <p><u>金商法第48条の2第1項に基づく事業報告書及び同条第2項に基づく金商業等府令第188条第2号に規定する業務又は財産の状況に関する報告書の提出については、Ⅲ－３－４(2)に準ずることとする。</u></p> <p>Ⅷ－２－<u>5</u> 外務員登録 (略)</p> <p>Ⅷ－２－<u>6</u> 金商法第33条の規定の解釈について</p> <p>(1) 金商法第33条第1項本文の規定の解釈について</p> <p>① 銀行、協同組織金融機関その他金商法施行令第1条の9で定める金融機関（以下Ⅷ－２－<u>6</u>において「銀行等」という。）が行う以下の業務は、金商法第33条第1項により行ってはならないとされている行為には該当しない。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(削除)</p> <p>Ⅷ－２－<u>4</u> 外務員登録 (略)</p> <p>Ⅷ－２－<u>5</u> 金商法第33条の規定の解釈について (略)</p> <p>(1) 金商法第33条第1項本文の規定の解釈について</p> <p>① 銀行、協同組織金融機関その他金商法施行令第1条の9で定める金融機関（以下Ⅷ－２－<u>5</u>において「銀行等」という。）が行う以下の業務は、金商法第33条第1項により行ってはならないとされている行為には該当しない。</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>② (略)</p> <p>(2) (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>Ⅷ-2-7 その他 (略)</p> <p>Ⅸ. 監督上の評価項目と諸手続 (適格機関投資家等特例業務等)</p> <p>Ⅸ-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性</p> <p>適格機関投資家等特例業者等 (適格機関投資家等特例業者 (適格機関投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。)) 又は特例投資運用業者 (特例投資運用業務を行う者をいう。以下同じ。)) をいう。以下同じ。) の業務の適切性に関しては、Ⅲ-2 (Ⅲ-2-3-1、Ⅲ-2-5-2、Ⅲ-2-5-3、Ⅲ-2-7からⅢ-2-10まで及びⅢ-2-12を除く。)、Ⅲ-3-3、Ⅲ-3-4、Ⅴ-2-1-1、Ⅴ-2-6 ((5) を除く。)) 並びにⅥ-2-5からⅥ-2-7までの各規定に準ずるほか、以下の点にも留意して検証することとする。</p> <p>Ⅸ-2 諸手続</p> <p>Ⅸ-2-1 届出事項の確認</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>①~④</p> <p>⑤ 届け出られた適格機関投資家が、定義府令第10条第1項に規定する適格機関投資家として実在するものであるか (実在が確認できない場合には、当該適格機関投資家に係る登記事項証明書又はこれに代わる書面の提示を求めるものとする。))。</p> <p>⑥~⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>Ⅷ-2-6 その他 (略)</p> <p>Ⅸ. 監督上の評価項目と諸手続 (適格機関投資家等特例業務等)</p> <p>Ⅸ-1 適格機関投資家等特例業務等に係る業務の適切性</p> <p>適格機関投資家等特例業者等 (適格機関投資家等特例業者 (適格機関投資家等特例業務を行う者をいう。以下同じ。)) 又は特例投資運用業者 (特例投資運用業務を行う者をいう。以下同じ。)) をいう。以下同じ。) の業務の適切性に関しては、Ⅲ-2 (Ⅲ-2-3-1、Ⅲ-2-5-2、Ⅲ-2-5-3、Ⅲ-2-7からⅢ-2-10まで及びⅢ-2-12を除く。)、Ⅲ-3-3、Ⅴ-2-1-1、Ⅴ-2-6 ((5) を除く。)) 並びにⅥ-2-5からⅥ-2-7までの各規定に準ずるほか、以下の点にも留意して検証することとする。</p> <p>Ⅸ-2 諸手続</p> <p>Ⅸ-2-1 届出事項の確認</p> <p>(1) 主な着眼点</p> <p>①~④</p> <p>⑤ 届け出られた適格機関投資家が、定義府令第10条第1項に規定する適格機関投資家として実在するものであるか (実在が確認できない場合には、当該適格機関投資家に係る登記事項証明書又はこれに代わる書面の提示を求めるものとする。<u>ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。</u>))。</p> <p>⑥~⑩ (略)</p> <p>(2) (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式Ⅱ－１) (日本産業規格A4) 類似商号使用者に対する警告書(案) ○○第△種金融商品取引業者 代表取締役社長 ○○○○ 殿 ○○財務(支)局長 印 (略)</p>	<p>(別紙様式Ⅱ－１) (日本産業規格A4) 類似商号使用者に対する警告書(案) ○○第△種金融商品取引業者 代表取締役社長 ○○○○ 殿 ○○財務(支)局長 (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式Ⅱ－２) (日本産業規格A4) 類似商号使用者に対する警告書(案) ○○証券委託株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 殿 ○○財務(支)局長 印 (略)</p>	<p>(別紙様式Ⅱ－２) (日本産業規格A4) 類似商号使用者に対する警告書(案) ○○証券委託株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 殿 ○○財務(支)局長 (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式Ⅱ－３) (日本産業規格A4) 類似商号使用者に対する警告書(案) ○○証券委託株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 殿 ○○財務(支)局長 印 (略)</p>	<p>(別紙様式Ⅱ－３) (日本産業規格A4) 類似商号使用者に対する警告書(案) ○○証券委託株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 殿 ○○財務(支)局長 (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式Ⅱ－４) (日本産業規格A4) 無登録で金融商品取引業を行っている者に対する警告書(案) ○○商事株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 殿 ○○財務(支)局長 印 (略)</p>	<p>(別紙様式Ⅱ－４) (日本産業規格A4) 無登録で金融商品取引業を行っている者に対する警告書(案) ○○商事株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 殿 ○○財務(支)局長 (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式Ⅱ－５) (日本産業規格A4) 無登録で金融商品取引業を行っているおそれがある者に対する照会書(案) ○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 殿 ○○財務(支)局長 印 (略)</p>	<p>(別紙様式Ⅱ－５) (日本産業規格A4) 無登録で金融商品取引業を行っているおそれがある者に対する照会書(案) ○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 殿 ○○財務(支)局長 (略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式Ⅱ-12) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号</p> <p>年 月 日</p> <p>(商号)</p> <p>(代表者の氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長 印</p> <p>検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式Ⅱ-12) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号</p> <p>年 月 日</p> <p>(商号)</p> <p>(代表者の氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長</p> <p>検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">(別紙様式Ⅱ-13) (日本産業規格A4)</p> <p>法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者ではないにもかかわらず、金融商品取引業を行う旨の表示等を行う者に対する警告書(案)</p> <p>〇〇商事株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">〇〇財務(支)局長 印</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">(別紙様式Ⅱ-13) (日本産業規格A4)</p> <p>法令の規定により金融商品取引業を行うことができる者ではないにもかかわらず、金融商品取引業を行う旨の表示等を行う者に対する警告書(案)</p> <p>〇〇商事株式会社 代表取締役社長 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">〇〇財務(支)局長</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式Ⅲ－３) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号</p> <p>年 月 日</p> <p>(商号)</p> <p>(代表者の氏名) 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長 印</p> <p>金融商品取引業の登録について</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式Ⅲ－３) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号</p> <p>年 月 日</p> <p>(商号)</p> <p>(代表者の氏名) 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長</p> <p>金融商品取引業の登録について</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式Ⅲ－４) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商号)</p> <p>(代表者の氏名) 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長 印</p> <p>金融商品取引業の登録の拒否について</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式Ⅲ－４) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商号)</p> <p>(代表者の氏名) 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長</p> <p>金融商品取引業の登録の拒否について</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行								改 正 案							
(別紙様式Ⅲ－５)				(日本産業規格 A 4)				(別紙様式Ⅲ－５)				(日本産業規格 A 4)			
金融商品取引業者登録簿縦覧表								金融商品取引業者登録簿縦覧表							
縦覧日	縦覧者氏名	縦覧者の住所 電 話 番 号	登録番号	金融商品取引業者名	貸出 時間	返納 時間	確 認 印	縦覧日	縦覧者氏名	縦覧者の住所 電 話 番 号	登録番号	金融商品取引業者名	貸出 時間	返納 時間	確 認

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式V-2) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商号 又は 名称) 氏 名 (法人にあつては代表者氏名) 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長 印</p> <p>営業保証金に代わる契約の変更承認について</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式V-2) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商号 又は 名称) 氏 名 (法人にあつては代表者氏名) 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長</p> <p>営業保証金に代わる契約の変更承認について</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式V-3) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商号 又は 名称) 氏 名 (法人にあつては代表者氏名) 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長 印</p> <p>営業保証金に代わる契約の解除承認について</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式V-3) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商号 又は 名称) 氏 名 (法人にあつては代表者氏名) 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長</p> <p>営業保証金に代わる契約の解除承認について</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式V-5) (日本産業規格A4) 文 書 番 号</p> <p>保管証書</p> <p>供託書正本 通</p> <p>1. 供託者名</p> <p>2. 供託所名・供託番号</p> <p>上記保管します。</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇財務(支)局長 印</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式V-5) (日本産業規格A4) 文 書 番 号</p> <p>保管証書</p> <p>供託書正本 通</p> <p>1. 供託者名</p> <p>2. 供託所名・供託番号</p> <p>上記保管します。</p> <p>年 月 日</p> <p>〇〇財務(支)局長</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

<p>(別紙様式VI-1)</p> <p>1. 各財務局長用</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="margin-right: 10px;">受理日付印</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> <p>〇〇財務局長受理</p> <hr/> <p>〇〇. 〇〇. 〇〇</p> <hr/> <p>投法第〇〇〇〇号</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">注 1. 縦40mm、横60mmとする。 2. 受理日付印は、各財務局ごとに作成する。</p> <p>2. 福岡財務支局長用</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="margin-right: 10px;">受理日付印</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> <p>福岡財務支局長受理</p> <hr/> <p>〇〇. 〇〇. 〇〇</p> <hr/> <p>投法第〇〇〇〇号</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">注 1. 縦40mm、横60mmとする。</p> <p>3. 沖縄総合事務局長用</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="margin-right: 10px;">受理日付印</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; text-align: center;"> <p>沖縄総合事務局長受理</p> <hr/> <p>〇〇. 〇〇. 〇〇</p> <hr/> <p>投法第〇〇〇〇号</p> </div> </div> <p style="margin-top: 20px;">注 1. 縦40mm、横60mmとする。</p>	<p>(削除)</p>
--	-------------

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(別紙様式VI- <u>2</u>) (略)	(別紙様式VI- <u>1</u>) (略)
(別紙様式VI- <u>3</u>) (略)	(別紙様式VI- <u>2</u>) (略)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式VI-4) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長 印</p> <p>投資法人の登録について</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式VI-3) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長</p> <p>投資法人の登録について</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行				改 正 案			
(別紙様式VI-5)		(日本産業規格A4)		(別紙様式VI-4)		(日本産業規格A4)	
登録投資法人登録簿縦覧申請書				登録投資法人登録簿縦覧申請書			
年 月 日				年 月 日			
〇〇財務(支)局長 殿				〇〇財務(支)局長 殿			
縦覧の目的				縦覧の目的			
登録番号	登 録 投 資 法 人 の 商 号	貸出印	返却印	登録番号	登 録 投 資 法 人 の 商 号	貸 出	返 却
(略)				(略)			

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式VI-6) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長 印</p> <p>投資法人の変更事項の登録について</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式VI-5) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長</p> <p>投資法人の変更事項の登録について</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(別紙様式VI-7) (略)	(別紙様式VI-6) (略)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式VI-8) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号</p> <p>年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長 印</p> <p>投資法人の登録の移管について</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式VI-7) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号</p> <p>年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長</p> <p>投資法人の登録の移管について</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式VI-9) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号</p> <p>年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長 印</p> <p>投資法人の解散について</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式VI-8) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号</p> <p>年 月 日</p> <p>金融庁長官 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長</p> <p>投資法人の解散について</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式VI-10) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商 号) (代表者の氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長 印</p> <p style="text-align: center;">____に係る (許 可 承 認) 通知書</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式VI-9) (日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号 年 月 日</p> <p>(商 号) (代表者の氏名) 殿</p> <p style="text-align: right;">〇〇財務(支)局長</p> <p style="text-align: center;">____に係る (許 可 承 認) 通知書</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式VI-11)</p> <p>(日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号</p> <p>年 月 日</p> <p>(商 号)</p> <p>(代表者の氏名) 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長 印</p> <p>____に係る(許 可 承 認)拒否通知書</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式VI-10)</p> <p>(日本産業規格A4)</p> <p>文 書 番 号</p> <p>年 月 日</p> <p>(商 号)</p> <p>(代表者の氏名) 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長</p> <p>____に係る(許 可 承 認)拒否通知書</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式VI-12) (投資信託) (登録免許税) (日本産業規格A4) 証 明 申 請 書</p> <p>(略)</p> <p>申請者が__と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2の2第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款(写)</p> <p>：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)</p> <p>：不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、原本を提示すること。)</p> <p>：別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第1条本文に規定する日(平成27年4月1日)前である場合は、倉庫以外の床面積を証する書面(国土交通大臣により証明されたものに限る。)</p> <p>：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面</p> <p>：運用報告書(直近期)</p> <p>：租税特別措置法第83条の2の2第2項第2号口に該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式VI-13により作成のうえ添付すること。)</p>	<p>(別紙様式VI-11) (投資信託) (登録免許税) (日本産業規格A4) 証 明 申 請 書</p> <p>(略)</p> <p>申請者が__と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2の3第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第2項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款(写)</p> <p>：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)</p> <p>：不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、原本を提示すること。<u>ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。</u>)</p> <p>：別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)附則第1条本文に規定する日(平成27年4月1日)前である場合は、倉庫以外の床面積を証する書面(国土交通大臣により証明されたものに限る。)</p> <p>：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面</p> <p>：運用報告書(直近期)</p> <p>：租税特別措置法第83条の2の3第2項第2号口に該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式VI-12により作成のうえ添付すること。)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の2の<u>2</u>第2項第1号イ及びハに掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。</p> <p> なお、当該投資信託は、同項第1号ロに規定する投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託である。（当該投資信託が委託者非指図型投資信託である場合にあっては、「なお、当該投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託である。」と記載するものとする。）</p> <p>2. 当該不動産の取得は、法第83条の2の<u>2</u>第2項に規定する投資信託約款に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <p> (1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p> (2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p> 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は令和 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2の<u>2</u>第2項の規定の適用を受けることができる期限は令和 年 月 日である。</p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の2の<u>3</u>第2項第1号イ及びハに掲げる要件を満たす投資信託を引き受けたことによるものである。</p> <p> なお、当該投資信託は、同項第1号ロに規定する投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項に規定する委託者指図型投資信託である。（当該投資信託が委託者非指図型投資信託である場合にあっては、「なお、当該投資信託は、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第2項に規定する委託者非指図型投資信託である。」と記載するものとする。）</p> <p>2. 当該不動産の取得は、法第83条の2の<u>3</u>第2項に規定する投資信託約款に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <p> (1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p> (2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p> 当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は令和 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2の<u>3</u>第2項の規定の適用を受けることができる期限は令和 年 月 日である。</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(別紙様式VI-13) (略)	(別紙様式VI-12) (略)

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式VI-14) (投資信託) (不動産取得税) (日本産業規格A4) 証 明 申 請 書</p> <p>(略)</p> <p>申請者が__と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第4項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行令附則第7条第5項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款(写)</p> <p>：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)</p> <p>：不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、原本を提示すること。)</p> <p>：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面</p> <p>：運用報告書(直近期)</p> <p>：地方税法施行令附則第7条第5項第4号口に該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式VI-13により作成のうえ添付すること。)</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式VI-13) (投資信託) (不動産取得税) (日本産業規格A4) 証 明 申 請 書</p> <p>(略)</p> <p>申請者が__と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第4項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行令附則第7条第5項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資信託約款(写)</p> <p>：不動産売買契約書(写)等(当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの)</p> <p>：不動産の登記事項証明書(写しを添付する場合は、原本を提示すること。<u>ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。</u>)</p> <p>：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面</p> <p>：運用報告書(直近期)</p> <p>：地方税法施行令附則第7条第5項第4号口に該当する場合は、直近期の運用報告書(又は直近の証明書)及びその他の資産の価格の状況(別紙様式VI-12により作成のうえ添付すること。)</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式VI-15) (投資法人) (登録免許税) (日本産業規格A4) 証 明 申 請 書</p> <p>(略)</p> <p>申請者が__と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2の2第3項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第3項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの） ：不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。） ：別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、倉庫以外の床面積を証する書面（国土交通大臣により証明されたものに限る。） ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：資産運用報告書（直近期） ：租税特別措置法第83条の2の2第3項第2号口に該当する場合は、直近期の運用報告書（又は直近の証明書）及びその他の資産の価格の状況（別紙様式VI-13により作成のうえ添付すること。） 	<p>(別紙様式VI-14) (投資法人) (登録免許税) (日本産業規格A4) 証 明 申 請 書</p> <p>(略)</p> <p>申請者が__と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の2の3第3項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行規則第31条の5第3項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの） ：不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。<u>ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。</u>） ：別紙記載の不動産の建物の種類欄に倉庫と記載があり、かつ、当該建物の所有権の取得日が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号）附則第1条本文に規定する日（平成27年4月1日）前である場合は、倉庫以外の床面積を証する書面（国土交通大臣により証明されたものに限る。） ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：資産運用報告書（直近期） ：租税特別措置法第83条の2の3第3項第2号口に該当する場合は、直近期の運用報告書（又は直近の証明書）及びその他の資産の価格の状況（別紙様式VI-12により作成のうえ添付すること。）

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>証 明 書</p> <p>1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の2の2第3項第1号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たす投資法人である。</p> <p>2. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、法第83条の2の2第3項に規定する投資法人規約に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p style="margin-left: 40px;">当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は令和 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2の2第3項の規定の適用を受けることができる期限は令和 年 月 日である。</p> <p>(略)</p>	<p>証 明 書</p> <p>1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の2の3第3項第1号イ、ロ及びニに掲げる要件を満たす投資法人である。</p> <p>2. 申請者の別紙記載の不動産の取得は、法第83条の2の3第3項に規定する投資法人規約に従ったものであり、同項第2号に規定する特定不動産の割合は、以下のとおりである。</p> <p style="margin-left: 20px;">(1) 同号イに該当する割合 100分の</p> <p style="margin-left: 20px;">(2) 同号ロに該当する割合 100分の</p> <p style="margin-left: 40px;">当該不動産取得前の割合 100分の</p> <p>3. 申請者の上記2. にかかる特定不動産の取得日は令和 年 月 日であり、この証明書により法第83条の2の3第3項の規定の適用を受けることができる期限は令和 年 月 日である。</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式VI-16) (投資法人) (不動産取得税) (日本産業規格A4) 証 明 申 請 書</p> <p>(略)</p> <p>申請者が と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第5項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行令附則第7条第7項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの） ：不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。） ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：資産運用報告書（直近期） ：地方税法施行令附則第7条第7項第4号口に該当する場合は、直近期の運用報告書（又は直近の証明書）及びその他の資産の価格の状況（別紙様式VI-13により作成のうえ添付すること。） <p>(略)</p>	<p>(別紙様式VI-15) (投資法人) (不動産取得税) (日本産業規格A4) 証 明 申 請 書</p> <p>(略)</p> <p>申請者が と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税については、地方税法附則第11条第5項の規定の適用を受けたいので、地方税法施行令附則第7条第7項に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：投資法人規約（写）</p> <ul style="list-style-type: none"> ：不動産売買契約書（写）等（当該不動産の所有権の取得日を確認できるもの） ：不動産の登記事項証明書（写しを添付する場合は、原本を提示すること。<u>ただし、登記情報提供サービスを利用して得られた「照会番号」を添付した場合には、登記事項証明書の添付を省略することができる。</u>） ：資金の借入れがある場合は、借入先の残高を証する書面 ：資産運用報告書（直近期） ：地方税法施行令附則第7条第7項第4号口に該当する場合は、直近期の運用報告書（又は直近の証明書）及びその他の資産の価格の状況（別紙様式VI-12により作成のうえ添付すること。） <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式区-1) (日本産業規格A4)</p> <p>勧誘等に関して出資者に対し虚偽のことを告げる行為を行っている者に対する警告書(案)</p> <p>〇〇株式会社</p> <p>代表取締役社長 〇〇〇〇 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長 印</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式区-1) (日本産業規格A4)</p> <p>勧誘等に関して出資者に対し虚偽のことを告げる行為を行っている者に対する警告書(案)</p> <p>〇〇株式会社</p> <p>代表取締役社長 〇〇〇〇 殿</p> <p>〇〇財務(支)局長</p> <p>(略)</p>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(別紙様式区-2) (日本産業規格A4) 投資者保護上問題がある行為を行っている者に対する警告書(案) ○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 殿 ○○財務(支)局長 印 (略)</p>	<p>(別紙様式区-2) (日本産業規格A4) 投資者保護上問題がある行為を行っている者に対する警告書(案) ○○株式会社 代表取締役社長 ○○○○ 殿 ○○財務(支)局長 (略)</p>